

「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」の結果

I 意見募集期間

令和5年1月14日（土）から同年2月13日（月）まで

II 提出された意見の件数

提出された意見の件数 : 9件 ※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

III 意見提出者（五十音順）

一般社団法人衛星放送協会、SCサテライト放送株式会社、株式会社QVCサテライト、株式会社BS日本、株式会社プラットフォームズ、匿名（2件）、個人（2件）

IV 提出された意見と総務省の考え方

「放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、次に掲げる表のとおりです。

No	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>◆審査基準に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較審査基準の基本的な考え方には賛成。 ・BS右旋帯域の4K化は、今後の衛星放送の大きな転機であり、国民が望んでいる高画質での番組視聴の要望に応えるものである。したがって、比較審査基準においては、放送番組の高画質性を重要視すべきと考える。 ・現在BS右旋において実施されている2中継器の4K放送サービス（6チャンネル）に、今回1中継器（3チャンネル）が追加されることで、さらなる4K放送の普及につながり、現時点で1,500万台である4Kテレビ（2K視聴可能）の飛躍的な普及拡大が期待される。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、放送番組の高画質性を重要視すべきとの御意見につきましては、今回の放送法関係審査基準においても、4K放送を公募する観点から「放送番組の高画質性」を比較審査における審査基準の一つとして位置付けています。</p>	無
2	<p>審査基準の内容は妥当と考えます。一連の施策により、BS放送のメディアパワーがさらに向上することに期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社BS日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
3	<p>今般お示し頂いた別紙3の基準において、既存4K左旋事業者が右旋への移行を希望する場合の「優先的参入」乃至は「特段のご考慮」に関しては、ご明示頂いておりません。昨年7月に、いわゆる「基本的考え方」に対し提出した意見を下記まで再掲させて頂きます。</p> <p>【再掲】 （左旋帯域で4K放送を開始している）4K放送事業者は既に衛星基幹放送において視聴者の支持を得ており、且つ4K放送の設備を既に保持し技術的ノウハウや知見を有しており、早期の放送開始が可能であることから、BS右旋での4K放送募集に際して、右旋空き帯域への移動を希望した場合、優先的に参入できるよう考慮されることが、4K放送の早期普及に利すると思えます。</p> <p>今般、「（前略）今回の基幹放送普及計画の改正に際して左旋の位置付けを変更しないものの、今後左旋の新たなサービスへの活用の方策を検討しつつ、中期的には、現行の基幹放送普及計画と同様に、右旋と左旋それぞれの位置付けについて必要な規定ぶりを検討することが適当」とされております。その中で、当社はBS左旋帯域で2018年12月より4K放送をおこなっておりますが、4K受信機器の出荷は堅調に推移していると思えますが、BS左旋の受信環境はBS右旋に比して劣後するため、経営的に厳しい状況が続いております。BS左旋の受信環境が大きく改善しない場合、BS左旋での今後の事業継続が不確実・不透明になっていく懸念が生じてまいります。</p> <p>従い、今般のBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てにおいて、左旋事業者が右旋への移動を希望する場合は、特段のご考慮をお願い致します。</p>	<p>今後もBS右旋において空き帯域が生じた場合は引き続き4K放送の拡充を進めることを想定していること、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の業務の認定であることを踏まえ、希望する全ての者が同等に申請を行うことが出来る審査基準とすることが適当であると考えています。</p> <p>なお、左旋帯域で既に4K放送を行っている衛星基幹放送事業者は、御指摘のとおり、4K放送の設備や技術的ノウハウ等を有しているものと考えています。今回の放送法関係審査基準においても、4K放送を公募する観点から「放送番組の高画質性」を比較審査における審査基準の一つとして位置付けています。</p> <p>総合通販専門チャンネルに関する御指摘については、参考意見として承ります。</p>	無

	<p>放送・通信融合が進行していく過程において、単に「見るテレビ」から「使うテレビ」（放送事業者側がコンテンツ提供のみならず様々なサービスを提供し、視聴者が当該サービスを利用する）への進化があり得ます。その意味で総合通販専門チャンネルは「見て楽しむ」（エンターテインメント性）のみならず「使うテレビ」の可能性を示してきたものと自負しており、かつ昨年7月に、いわゆる「基本的考え方」に対し意見（下記まで再掲）を提出させて頂きました通り、「公共の福祉」にも貢献するものと承知しております。</p> <p>【再掲】 また総合通販チャンネルは、 （１）昨今地方都市での店舗の廃業・百貨店の統廃合等、従来型の小売業が衰退傾向にあることから、地方在住並びに高齢者などが「買い物弱者」になる社会問題が顕在化しております 総合通販チャンネルは、放送の視聴のみで多種多様な商品を理解でき、注文・配送が注文・配送が簡便に可能なことから「買い物弱者」問題の解決に一定の寄与が可能 （２）総合通販チャンネルで各地域の埋もれた逸品を放送することは地方創生の一助となりうることからBS右旋4Kで放送することは多くの国民に利すると思えます。</p> <p style="text-align: center;">【SCサテライト放送株式会社】</p>		
4	<p>弊社のチャンネルにつきましては、外出してのお買い物が出来ないまたはネット通販に馴染まない方々にも日常的な買い物手段にもなっており、コロナ禍においても多くの方々に、ご利用いただきました。 BS右旋で放送されることになれば、より多くの視聴者の方々に、その利便性を享受いただけると考えておりますので、宜しくお願い致します。</p> <p>BS4K右旋の認定公募における審査基準につきましては、4Kでの放送実績を最優先することが今後の4K放送普及に当たって大変重要だと考えます。</p> <p>4Kプラットフォームという全く新しい放送メディアの発展に資するべく、大きなリスクを負い、多額の設備投資を行い、24時間ピュア4KHDRにて開始した先行者ではなく、後発者が大きなメリットを享受することとなれば、今後、新しい放送技術に対する投資意欲の減退につながることを想定されます。</p> <p>さらに、すでに4K放送を開始している事業者であれば、右旋帯域においても、確実に、より早く開始できる可能性があり、今後の迅速な帯域再編につながると考えられます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社QVCサテライト】</p>	<p>今後もBS右旋において空き帯域が生じた場合は引き続き4K放送の拡充を進めることを想定していること、有限希少な周波数を利用する衛星基幹放送の業務の認定であることを踏まえ、希望する全ての者が同等に申請を行うことが出来る審査基準とすることが適当であると考えています。</p> <p>なお、左旋帯域で既に4K放送を行っている衛星基幹放送事業者は、御指摘のとおり、4K放送の実績を有しているものと考えています。今回の放送法関係審査基準においても、4K放送を公募する観点から「放送番組の高画質性」を比較審査における審査基準の一つとして位置付けています。</p>	無

5	<p>1. 意見の総括 日本の放送ビジネスの実態を鑑みると、今回の審査基準案では既存の左旋4KBS放送事業者の事実上の移転申請（移転後左旋4KBS放送認定は返上）以外の新規4K放送事業者が参入することは非常に困難である。 新規参入の促進を図る為、重要視している第一次審査基準3つ「放送番組の高画質」「広告放送の割合」「青少年の保護」を撤廃し、「国民の視聴ニーズ」「資金面の確実性」のみを第一次比較審査基準とすべきである。</p> <p>2. 個々の意見の詳細 ①「放送番組の高画質性＝4Kコンテンツ制作比率」を第一次比較審査基準にせず、アップコンバートを可とすることで、新規参入者の進出を促進する。 理由 日本において、4Kコンテンツの供給は極めて限定的で、民間においては ・地上放送キー局系BS放送事業者の4Kスタジオで制作される生放送番組 ・BS左旋4Kテレビショッピング事業者の4Kスタジオで制作される生放送番組 しか、安定的に供給されるものはない。比較的調達しやすい4Kコンテンツは映画のみであるのが現実である。 現に現在のBS4K放送事業者は ・地上放送系事業者は4Kスタジオで制作される生放送番組が4K制作されているのみで、一部の調達映画コンテンツを除けば、大部分は2K放送のサイマルアップコンバート番組 ・テレビショッピング事業者は4Kスタジオで制作される生放送番組 ・WOWOWは映画コンテンツを放送しているのが現状である。 地上放送が2K放送である以上、日本においては4K制作が主力になることは考えられず、今後も4Kコンテンツが安価・安定的に供給されない為、第一次比較審査基準から4Kコンテンツ制作比率を削除するのが適切である。</p> <p>②「広告放送の割合＝テレビショッピング比率」を第一次比較審査基準にしないことで、新規参入者の進出を促進する。 理由 BS放送、110度CS放送における無料放送事業者において ・旧来のBS無料放送事業者（2022年放送開始者除く）については、総放送時間の40～55%でテレビショッピング番組を放送 ・110度CS無料放送については、100%テレビショッピング番組を放送を行うことで採算を確保しているのが現実である。</p> <p>右旋4KBSにおいても、無料放送モデルではテレビショッピング番組でしか採算をとる可能性はなく、新規参入者の促進の見地から、第一次比較審査基準から「広告放送の割合＝テレビショッピング比率」を削除するのが適切である。</p>	<p>放送法関係審査基準別紙3の2に掲げる「広告放送の割合」「青少年の保護」「字幕番組の充実」「放送番組の高画質性」の4つの基準は、放送事業者の公共性及び社会的責務に鑑み、国民及び視聴者の利益の増進を図る観点から、これら4つの基準を全て満たす申請について、特に公共の福祉に適合するものとして優先することとしたものであり、今般の改正に際しても、このような考え方を変更する特段の事情はなく、引き続き、上記の4つの基準について審査を行うことが適当であると考えています。</p> <p>また、御指摘の「国民の視聴ニーズ」「資金面の確実性」に関しては、「放送番組の視聴需要」「事業計画の確実性」として、上記の4つの基準に係る審査において同順位となった2以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときの審査基準に含まれています。</p>	無
---	---	--	---

<p>③「青少年の保護＝成人番組の有無」を第一次比較審査基準にしないことで、新規参入者の進出を促進する</p> <p>理由 BS放送、110度CS放送における有料放送事業者はSVOD事業者の攻勢に押されてギリ貧に陥っている。この状況では既存有料放送事業者が、現状と収益基盤が同じである右旋4KBS放送に参入することは躊躇われる。一方、既存BS放送、110度CS放送に無く、有力SVOD事業者にもなく、視聴者ニーズがあるコンテンツはアダルトコンテンツである。マーケットニーズは十分あると考えられ、青少年保護はパレンタルロック機能を利用すれば担保できるので、新規参入者の促進の見地から、第一次比較審査基準から「青少年の保護＝成人番組の有無」を削除するのが適切である。</p> <p>④ ①～③を撤廃し、「放送番組の視聴需要＝マーケットニーズ」と「資金調達の適正性及び確実性」を第一次比較審査基準とする</p> <p>理由 3つの比較審査基準（「放送番組の高画質性」「広告放送の割合」「青少年の保護」）を撤廃することで、新規参入者の促進を図るのではあるが、一方、何らかの比較審査基準は必要である。 第一次比較審査基準は以下の2つのみで他は不要である。</p> <p>a) 国民の視聴ニーズ＝放送番組の視聴ニーズ 無料放送・有料放送は区別した上で、大規模なネットアンケート等により国民の視聴ニーズ＝放送番組の視聴ニーズは把握し、番組ニーズに沿った編成を行う放送事業者を認定すべきである。</p> <p>b) 放送開始及び数年間の放送維持に必要な資金調達の確実性 既存の放送収益基盤がない新規放送事業者の場合、3～5年間の放送維持の為には60～100億円のリスクマネーが必要である。その資金調達の確実性を優先すべきである。</p> <p>3. 総務省訓令に対するコメント 既存訓令・改正訓令案と大きく異なる為、個々の訓令に対するコメントは省略した。</p> <p style="text-align: right;">以上 【株式会社プラットフォームズ】</p>		
--	--	--

6	<p>令和5年1月13日付時点の所謂現行放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)をパブコメの参考資料として提示して頂きたかったが、それが無かったことから、当該パブコメの結果の公表時には、現行化した審査基準を提示頂くことを強く求めます。</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定等に係る放送法関係審査基準の改正で、近年行われたパブコメとして、平成28年4月26日付のもの、平成30年12月21日付のものがあり、そのいずれにも、現行審査基準がない一方、改正概要の参考が提示され、新旧対象表を参照することで改正案の内容を確認することが出来た。</p> <p>今般の改正案については、規定を削除する理由について明示するなどの改正概要の全体を説明する参考資料すら用意されず、「手抜き」が一層甚だしくなり、改正内容の理解が困難である。</p> <p>国会提出の法案については、参照の条文が一連文書の1つとして示されているのは、現行規定が重要であるためと考えるが、今回の改正では、総務省訓令の関係条文とともに、改正の全容を説明する概要を示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今般、放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の実施に当たり、改正案の別紙として「改正案による改正後の放送法関係審査基準(比較審査部分)の概要(令和5年度認定関連)」をお示ししていますが、意見募集に際し、改正内容を適切に御理解いただく観点からの概要資料の必要性に係る御指摘につきましては、今後意見募集を行う際の参考意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の改正後の放送法関係審査基準については、総務省が別途策定する認定申請マニュアルに掲載し、公表することを予定しています。</p>	無
7	<p>放送法関係審査基準の改正前のページ6/13の 「4 上記1の審査において同順位となった…」から ページ10/13の 「…の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)」の 部分は残しておいた方がよろしいと思います 新規加入しやすくするのはよろしいかと思われませんが あまり基準を下げ過ぎて品質の低い放送が流れてしまうと 視聴率低下にも繋がる可能性があります</p> <p>またそういった品質の低い放送があふれた場合 そこにあってしかるべき放送団体が参入できなくなる可能性もあるかもしれません</p> <p>ですのでせめてここらあたりのラインは何とか確保してもらえたらと思います</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>今般の改正案において削除を予定している別紙3の4に規定するBS右旋帯域の超高精細度テレビジョン放送に係る比較審査については、放送法関係審査基準の改正後は、従来の別紙3の2及び3の基準に基づいて行うことを予定しています。</p>	無
8	<p>(7) 放送番組の高画質性 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、特定超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。</p>	<p>衛星放送には大容量性・高品質性といった特性があり、衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、有限希少な周波数を利用する放送事業者の公共性及び社会的責務に鑑み、そのような特性を十分に発揮することが見込まれる事業者を選定することが重要であると考</p>	無

	<p>上記を永久に削除する。 放送政策は全て失敗であり、衛星放送は高画質化という間違っただ政策を止めなければ経営破綻が連鎖的に発生する状況になる。</p> <p>年々上昇する生活費に対し、給与所得は下落し続けるため居住環境における受信設備の更新等は必要が無いとみなされる為、3240MHzの周波数に対応する世帯数の増加は進まず、NHK職員による違法な受信料徴収による居住者トラブルの為にむしろ受信設備自体を放棄する住宅が増加する。</p> <p>視聴者数がこれから先永久に減少を続ける事を考慮すれば、4K8K放送の永久的な廃止とH265 (HEVC) 又はH266 (VVC) 圧縮方式を使用するがほぼ全て2Kビットレート10Mbps以下に抑え110度BS/CSで全ての放送を賄える縮退状況でも衛星放送事業者が運営を維持できるようにしなければ日本の経済規模に対し過剰過ぎる局数が存在する放送局を今後10年以内に不良債権処理しなければならなくなる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>えており、審査項目の一つとして高画質性を位置付けることは適当であると考えています。</p>	
9	<p>放送事業者選定に当たり電波オークションを取り入れて欲しい。 また、政府広報の放送局を作ってほしい。(NHKとは別で) よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の点については参考意見として承ります。</p>	無